

急増中!!

身近に潜む

インターネット消費者トラブル!!

パソコンに加え、スマートフォン、タブレット型端末が急速に普及し、子供から高齢者まで広い世代でインターネットを活用されていますが、便利になった反面、色々なトラブルに遭うケースが増加しています。



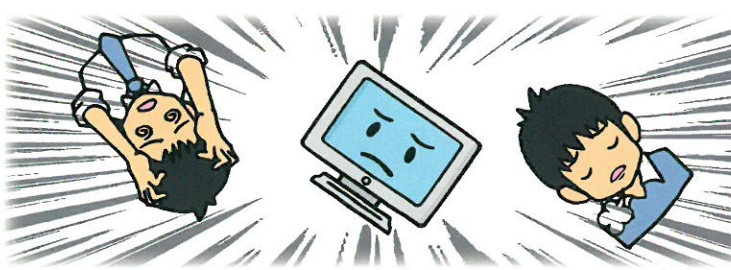
被害にあわないための6つの鉄則

- ◎本当に必要かよく考える
- ◎契約前に再検討（慎重に）
- ◎個人情報 は安易に提供しない
- ◎最新のトラブル事例を検索
- ◎不用ならハッキリ断る
- ◎困った時は、早めに相談

インターネットのトラブルが急増中!! (パソコン・スマートフォン・タブレット端末)

安易にクリックしないで!!

- ・利用規約を、最後まで読む。
- ・有料か無料かは、必ず確認する。
- ・申込み前に詐欺ではないか疑ってみる。
- ・契約先について検索し調査する。
- ・個人情報安易に提供しない。



インターネットショッピング

事例
ネットで洋服を買った。代金を振込み商品が送られてきたが、色や形が違っていた。返品したいと連絡したら、出来ないと言われた。

注意すること

- ・注文前に「返品特約」を確認する。
- ・事前に販売者の評判を調べる。
- ※通信販売は、基本的にクーリングオフできませんが、「返品特約」を表示していない時は、商品到着後8日以内は返品できます。(返送料は購入者負担)



無料オンラインゲーム

事例
無料だと思って、オンラインゲームで遊んでいたが、後日、高額な請求書が届いた。

注意すること

- ・有料サービス部分でないか、よく確認する。
- ・子どもが利用する場合は、利用上限を設定するなど、家族でよく話し合しましょう。



インターネットオークション

事例
ネットオークションで、チケットを落札し、代金を振り込んだが、チケットが届かず連絡も取れない。

注意すること

- ・トラブル防止対策のある信頼できるサイトを選ぶ。
- ・相手の信頼性や取引条件、連絡先等を確認する。
- ・代金の前払いはなるべく避ける。
- ・個人間取引は慎重にする。



サクラサイト商法

事例
芸能人やそのマネージャーをかたって、「悩みを聞いてほしい」とメールが届き、有料サイトに勧誘された。ポイントを購入しメールをやり取りし、会う約束をしたがいつもドタキャンされ、会えない。

注意すること

- ・話を聞いてほしい、会いたい、お金をあげる等の、メールは詐欺を疑う。
- ・知らない相手のメールは鵜呑みにしない。
- ・名前や住所等の個人情報は、教えない。
- ・出会い系サイトには接続しない。

ワンクリック詐欺

事例
無料動画を見つけ興味本位で接続し、年齢認証をクリックしたら、いきなり料金を請求された。(請求画面が消えない)

注意すること

- ・あわてて連絡を取らない(個人情報を教えない)
- ※登録前に「登録確認画面」が設けられてなければ、契約は無効なので、支払う必要はありません。
- ・請求画面の削除は、システム復元等により対処可能。(参考)IPAセキュリティセンター ※相談先一覧



架空請求詐欺

事例
利用した覚えがないサイトから「ご利用料金が未納です。今日中に連絡がなければ法的手段を取る」とメールが届いた。(SMS、ハガキの事例も有)

注意すること

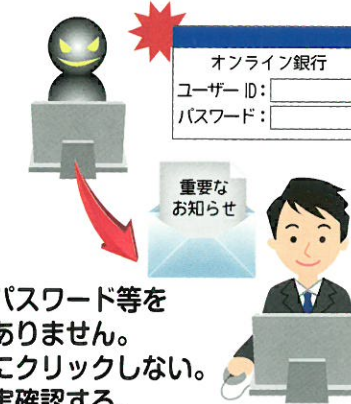
- ・全く身に覚えがない場合は無視。絶対に連絡しない。
- ※不特定多数に一斉送信しており、連絡すると実在することを知られ、執拗に請求してきます。
- ・裁判所から「少額訴訟・支払い督促」が届いた時は、無視しないで、まず消費生活センターに相談する。

フィッシング詐欺

事例
実在する企業の、偽ホームページにアクセスさせてカード情報等を不正に入手する詐欺が発生しています。

注意すること

- ・金融機関や信販会社が、パスワード等をメールで確認することはありません。
- ・メール中のリンクは安易にクリックしない。
- ・企業の電話番号を調べ事実確認する。



サイドビジネス商法

事例
ウェブサイトを作れば簡単にお金が儲かると宣伝しているアフィリエイト(自分のサイトに提携先の商品広告を掲載)やドロップシッピング(同サイトで提携先の商品を受注)で、高額な前払い金を払ったがほとんど収入がない、欺かれたとの相談も増えています。

注意すること

- ・「簡単に儲かる」話は、最初から信用しない。
- ・始めに高額なお金を支払わせる業者は要注意。
- ・契約内容をよく確認し、不審な点があれば契約しない。
- ・ギャンブル攻略情報等のもうけ話詐欺にも注意。

下記の詐欺にも要注意。起こったらすぐ田辺警察署(0739-23-0110)へ通報を!

振り込め詐欺・もうけ話詐欺

- ①オレオレ詐欺 家族になりすまし緊急事態を装い金を請求。
- ②架空請求詐欺 ハガキやメールで、架空のお金を請求。
- ③融資保証金詐欺 融資条件と言って事前に保証金を要求。
- ④還付金詐欺 払いすぎた税金等を還付するとATMに誘導し操作を指示して振り込ませる。

以上の4つの他に、最近では、下記の詐欺も急増しています。

- ⑤もうけ話詐欺 絶対儲かるなどと嘘の投資を勧誘する。

※金融機関やATMで送金させる方法以外に、記録が残らない宅配便や手渡しを指示される場合もあります。

公務員等をよそおう詐欺事件

警察官や銀行等金融機関の関係者になりすまし、キャッシュカードをだまし取り、暗証番号を聞き出して現金を引き出す事件が、田辺市内でも発生しています。

「カードを預かる」は、詐欺です。
絶対に渡してはいけません。

〇〇警察の者です。あなたの口座が犯罪に使われています。



困った時は、ひとりで悩まず、早くまわりの人や相談窓口にご相談しましょう。

相 談 窓 口			
名	称	電 話 番 号	受 付 時 間
消費者ホットライン		0570－064－370	近くの消費者窓口につながります。 受付時間は窓口により異なります。
田辺市役所自治振興課		0739－26－9911	平日 8:30～17:15 ※土日祝日・年末年始を除く
和歌山県消費生活センター紀南支所 (田辺市朝日ヶ丘※西牟婁総合庁舎内)		0739－24－0999	平日 9:00～17:00 ※土日祝日・年末年始を除く
和歌山県消費生活センター (和歌山市)		073－433－1551	平日 9:00～17:00 土日 (電話のみ) 10:00～16:00 ※祝日・年末年始を除く
IPAセキュリティセンター (独立行政法人情報処理推進機構)		http://www.ipa.go.jp/security/an shin/	
総務省 安心してインターネットを使うために 国民のための情報セキュリティサイト		http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/security/sitemap.html	
田辺警察署		0739－23－0110	

契約の基礎知識

契約とは約束のことです。売り手と買い手のお互いが合意すれば、契約書なしの口約束だけでも契約は成立します。

いったん契約が成立すると、相手が同意しない一方的な解約はできません。後で取り消せばいいと安易に契約することは、絶対にしてはいけません。

また、訪問販売、電話勧誘販売など「不意打ち性の高い」商法については、クーリングオフ（一定期間、無条件で解約できる）制度があります。（できない場合もあるので、相談窓口でご確認ください）

なお、店舗販売やインターネット等の通信販売の場合、クーリングオフはできないのでご注意ください。
(店舗販売では返品に応じる業者もありますが、あくまで「業者の厚意」です)

クレジットの基礎知識

クレジット契約は、利用者の信用を担保にクレジット会社が商品代金等を立替払いし、利用者は後日クレジット会社に一括や分割で返済する契約です。

実際は「借金」しているので、安易に考えず、計画的に利用しましょう。

○「名義貸し」は、絶対してはいけません。(支払責任は、契約者にあります)

○「ショッピング枠の現金化」等、換金目的のクレジット利用は、絶対してはいけません。

※禁止行為として、退会処分を受け一括返済を求められたり、詐欺罪で訴えられる可能性があります。

○「スキミング」（磁気データを盗み取る）や、「フィッシング」（ネットサイトなどになりすましデータを不正取得する）といった、詐欺行為にも注意が必要です。



クーリングオフの方法

訪問販売や電話勧誘販売の場合、一定期間であれば無条件で解約できる「クーリングオフ」という制度があります。

- ・ 契約書面を受け取った日から**8日以内**（マルチ・内職商法は20 日以内）に、**必ず書面（ハガキや内容証明郵便）**で通知しましょう。
- ・ ハガキは両面をコピーし、記録が残る特定記録郵便か簡易書留で送付し、郵便局の受領証と一緒に保管しましょう。
- ・ クレジットの場合、必ずクレジット会社へも出しましょう。

※一部クーリングオフ対象外の契約もあります。相談窓口へ
ご確認ください。

はがきで通知するときの記載例

郵便はがき 切手 株式会社×××御中	住所 氏名 ■契約（申込み）日 ○年○月○日 ■商品名 ○○○○○○ ■契約金額 ○○○○○○円 ■販売店名 ○○○○○○ 右契約（申込み）は解除（撤回）します。 なお支払った○○万円はお返しく下さい。 商品は早急にお引取りください。
---	---

表面
裏面

「多重債務」、相談は早く専門家へ

「多重債務」とは、複数の相手への借金が返済困難になった状況のことです。

消費者金融等の借金だけでなく、クレジット購入もカード会社が一時的に立て替えてくれるだけの「借金」です。利用する場合は、計画的に慎重に使いましょう。

また、返済のために借金することは、多重債務の入口です。絶対にやめましょう。

もし、多重債務状態になった場合は、一人で悩まず、少しでも早く専門窓口にご相談しましょう。